

(整理番号 618)

**大阪地方最低賃金審議会**  
令和6年度第1回大阪府電気機械器具製造関連産業  
最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和6年8月23日（金）  
午前10時01分から同11時21分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B

3 出席者

公益を代表する委員	3名
労働者を代表する委員	2名
使用者を代表する委員	3名

4 議 事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 審議の進め方について
- (3) 審議資料について
- (4) 大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 部会長に表田委員、部会長代理に岸本委員が選出された。
- (2) 今年度の大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認が行われた。
- (3) 事務局から専門部会における改正決定の必要性の有無の審議の進め方について説明が行われた。
- (4) 事務局から審議資料について説明が行われた。
- (5) 大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
  - 労働者代表委員からは、電機産業において、特定最低賃金は未組織労働者や非正規労働者の賃金格差是正、事業の公正な競争の確保、付加価値の適正循環など電機産業の発展

に重要な役割を担っている。電機連合加盟組合の春季闘争におけるベースアップや企業内最低賃金引き上げの取組の成果を未組織労働者に反映させるためにも特定最低賃金の引上げの必要有りとの主張があった。

- 使用者代表委員からは、近畿の電気機械の業況判断は厳しく、経営計画は増収減益の見込みだが収益性が伴わない状況で、人材獲得競争が厳しい中で他産業より高い水準の賃上げは実現できていないが、賃金水準は他産業との差別化を図る重要な要素であり、産業の魅力という意味で本年については改正の必要有りとの主張があった。

(6) 「改正決定することを必要と認める」とする旨、全会一致で議決し、大阪労働局長に対し答申が行われた。